

令和5年度税制改正について

令和5年度税制改正では、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向けるため、NISAの抜本的拡充・恒久化を行うとともに、より公平な税制の実現に向け、極めて高水準の所得について最低限の負担を求める措置を設けるほか、資産の再分配機能を確保する観点から、中立的な税制を構築することとしています。
このほか、インボイス制度の円滑な実施に向けた改正が行われます。

所得税

NISA制度の拡充と恒久化

令和6年1月より現行の制度を大幅に見直し、18歳からの長期積み立て・分散投資による継続的な資産形成を行えるよう、非課税保有期間が無期限化されます。

新たに「成長投資枠」を創設し、年間投資枠を360万円、生涯にわたる非課税限度額が1,800万円に拡大します。なお、未成年者のジュニアNISAは令和5年末に廃止されます。

項目	改正前		改正後	
	つみたてNISA	一般NISA	つみたて投資	成長投資
年間投資枠	40万円	120万円	120万円	240万円
非課税限度額	800万円	600万円	1800万円(うち成長枠は1,200万円)	
投資期間	20年間	5年間	無制限	

高額所得者に対する課税の強化

令和7年以降、極めて所得が高い個人についての所得税の課税が強化されます。具体的には、「(合計所得金額-3.3億円)×22.5%」の算式で算出された金額が所得税額を上回る場合には、その算出された金額が所得税として課税されます。

【所得税の計算例(復興特別所得税を除く)】

上場株式の売却益が20億円である場合

- ① 通常の所得税 $20\text{億円} \times \text{譲渡所得税} 15\% = 3\text{億円}$
- ② 高額所得者の下限 $(20\text{億円} - 3.3\text{億円}) \times 22.5\% = 3\text{億}7,575\text{万円}$
- ③ ②>① よって、3億7,575万円

資産課税

生前贈与加算の範囲拡大

相続時に加算される生前贈与財産の対象が、令和9年以降に発生した相続より、相続開始前3年以内から7年以内へと段階的に拡大されます。

ただし、延長した4年間分の贈与について総額100万円までは相続財産に加算しない措置が取られます。

相続時精算課税制度の見直し

令和6年以降に相続時精算課税制度により行われた贈与に対して、暦年課税制度と同じ毎年110万円の基礎控除が認められ、相続時において相続税の課税価格に加算される金額は、贈与財産の価額から過去の基礎控除額を控除した後の金額となります。今回の改正により、相続時精算課税制度を適用後においても生前贈与による相続税節税が図れるようになります。

また、贈与財産である土地や建物が災害によって被害を受けた場合には、贈与財産の価額から災害を受けた金額を控除した金額を相続税の課税価格に加算されることとされました。

教育資金贈与に係る非課税制度の見直し

適用期限を令和8年3月31日まで3年間延長し、契約終了時に残高が残っていた場合に課せられる贈与税は、直系尊属から18歳以上の受贈者が贈与を受けた財産に対して適用される特別税率ではなく、一般税率で計算をすることになりました。

また、契約期間中に贈与者が死亡した場合で、贈与者の相続税の課税価格が5億円を超える場合には、受贈者の年齢が変わらず残高を相続財産に加算することになりました。